

議案第58号

長与町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年9月3日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

## 長与町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

長与町国民健康保険財政調整基金条例（昭和42年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「医療費増額に伴う」を削る。

第2条第1項中「毎年度」を削り、「積立てる」を「積み立てる」に、「歳計剰余金の100分の5に相当する金額以上とする」を「国民健康保険特別会計歳入歳出予算に定める」に改め、同条第2項を削る。

第3条に次の1項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第4条の見出しを「(運用益金の処理)」に改め、同条中「充てる他」を「充てるほか、」に改める。

第6条中「次の」を「町長は、次の」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 国民健康保険事業費納付金の納付のための財源に充てる場合
- (2) 保健事業の実施のための財源に充てる場合
- (3) その他国民健康保険事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合

第6条第4号を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。